

いじめ防止対策の推進について

はじめに

県の「いじめ防止基本方針」ならびに村山市の「いじめ防止基本方針」をうけて、「楯岡中学校いじめ防止基本方針」を定め、本校生徒が安全で安心できる学校生活を送ることができるように努めます。

楯岡中学校いじめ防止基本方針のねらい

楯岡中学校の生徒が、いじめのない安心で安全な学校生活ができる学校環境をつくること。

「いじめ防止対策委員会」の設置

校長・教頭・教務主任・学年主任・担任・生徒指導主事・養護教諭

※重大事案については、上記のメンバーにPTA正副会長・スクールカウンセラー・事務職員を加える。

1. いじめの未然防止のために

(1) 学級経営の充実

- ・班長会の実施による自治力の向上
- ・グループエンカウンターやアサーショントレーニングによる人間関係のスキルアップ

(2) わかる授業の工夫

- ・協働的な話し合いを深める授業改善

(3) 道徳教育の充実

- ・計画的な道徳教育の実践
- ・学年共通資料への取り組み

(4) 学校行事や学年行事の充実

- ・学校や学級への帰属意識の醸成
- ・自己有用感の強化

2. いじめの早期発見のために

(1) いじめのアンケートと面談の実施（学期に1回）

(2) 諸検査の活用

- ・Q-Uによる実態把握

(3) 「心のアンケート」の実施

(4) 二者面談・三者面談の実施

- ・意図的計画的なもの
- ・休み時間や放課後を利用して随時行うもの

3. いじめ発生時の対応

(1) 「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、組織として対応する。

(2) 被害生徒の心身の安定を最優先とする。

(3) 複数の職員で対応し、正確な情報把握に努め、きちんと記録する。

(4) 必要に応じて関係諸機関と連携を図り、解決に努める。

(5) 当事者に対する指導・対応、周囲の生徒に対する指導・対応、全体に対する指導・対応を明確にし、事案の解決と再発の防止を目指す。